

会社で働いている外国人のみなさま（政府からのお知らせ）

新型コロナウイルスが原因で、あなたが働いている会社の経営が悪くなっているかもしれません。しかし、あなたが外国人であることを理由として、会社があなたを日本人よりも悪く扱うことは許されません。次の1～4のようなことに気をつけてください。

1. 会社の都合で、会社があなたに「会社を休みなさい」と言ったときは、会社はあなたに休業手当を払わなければなりません。これは、日本人と同じです。
2. 子どもの学校が休校になったことが理由で会社を休むときは、年次有給休暇を使うことができます。これも、日本人と同じです。
3. 日本政府は労働者を守るために、会社に助成金を払います。このお金は、外国人のためにも、日本人のためにも使うことができます。
4. 会社はあなたを無理やり辞めさせることはできません。会社が外国人の労働者を解雇しようとするときは、日本人の労働者のときと同じルールを守らなければなりません。

※困ったことがあったら、近くの労働局、労働基準監督署、ハローワーク、

または名古屋国際センター（052-581-0100）に相談してください。

○愛知労働局は、新型コロナウイルス感染症に関連して、特別な労働相談窓口を開いています。

電話：052-972-0266 対応時間：9：30～17：00（平日のみ）

○労働基準監督署では、次のことを相談できます。

- ・休業手当のルール
- ・年次有給休暇のルール
- ・解雇のルール
- ・その他、給料や働く時間など、働くときの条件。

○ハローワークでは、次のことを相談できます。

- ・仕事の探し方や紹介
- ・仕事を辞めたとき、雇用保険(仕事の保険)のお金のもらい方

通訳が必要な場合は、名古屋国際センターに相談してください。